

平成 29 年 12 月 25 日
東北経済産業局

産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の認定をしました(第 13 回) ～創業支援事業計画策定市町村が東北で 168 市町村となりました～

産業競争力強化法(平成 26 年 1 月 20 日施行)に基づき、市町村が創業支援事業者と連携して策定する「創業支援事業計画」について、東北管内で新たに 2 計画(2 町)(全国 33 計画(33 市町))を認定しました。
これにより、東北管内では 227 市町村のうち 168 市町村(74.0%)の 144 計画が認定となり、全国では 1,741 市町村のうち 1,379 市区町村(79.2%)の 1,234 計画が認定となりました。

1. 第 13 回認定 (2 計画 2 町)

宮城県 利府町
山形県 遊佐町

上記に加え、次の計画変更を認定。(21 計画 21 市町)

青森県 弘前市、平川市、六戸町、階上町
岩手県 花巻市、久慈市、奥州市、住田町
宮城県 仙台市、石巻市、塩竈市、能代市
秋田県 横手市、大館市、湯沢市、仙北市、羽後町
山形県 山形市、上山市、天童市
福島県 白河市

2. 創業支援事業計画の概要

(1) 国の認定

「産業競争力強化法」において、市町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会、民間企業、NPO法人等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、経営人材育成事業、コワーキング事業等の創業支援を行う「創業支援事業計画(最長 5 年間)」を策定し、国が認定することとしています。

(2) 創業支援事業者への支援

市町村と連携して創業支援事業を実施する創業支援事業者は、国の補助金を活用できるほか、一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人においては信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。

(3) 創業者への支援

経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取組を「特定創業支援事業」と位置づけ、この支援を受けた創業者には、登録

免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることになります。

3. 全国の第13回認定

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2017/12/20171225004/20171225004.html>

4. 認定自治体一覧(第1回～第13回)

(全国) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2017/171225ninteijichi.pdf>

(東北) 東北経済産業局ホームページ

http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shinki/sogyoshien.html

(本紙にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局産業支援課長 佐藤 和男

担当者：小林、六沢

電話：022-221-4882 (直通)